戦没者遺骨鑑定の取組状況について

戦没者遺骨鑑定センター

業務内容

遺骨の科学的な鑑定

- ·日本人か否かの所属集団判定(形質鑑定、DNA鑑定)
- ・遺族との身元特定

遺骨収容に関する技術的事項

戦没者遺骨の鑑定に関する研究

・最新の技術、研究の実務への応用を目指す

諸外国の鑑定機関との共同鑑定

センターの体制
社会・援護局に設置(令和2年7月16日に大臣伺い定めとして立上げ)
センター長
「専門家の参加する会議」
戦没者遺骨鑑定センター運営会議
「大が調整担当
・ 技術調整担当
・ 対析調整担当
・ 身元特定DNA鑑定会議
・ 身元特定担当
・ 身元特定担当
・ 分析施設の設置も検討

戦没者の遺骨収集に 関する有識者会議

戦没者遺骨鑑定センターの運営を含む遺骨収集事業全般について、定期的に報告し、外部有識者の意見をいただく

遺骨鑑定の状況及び今後の進め方等について

1.身元特定DNA鑑定会議について

< 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況 >

- 収容した戦没者遺骨については、遺留品等から身元が判明した場合には遺族に返還している。平成15年度より、遺留品や埋葬記録等から遺族を推定できる場合などであって遺族が希望する場合は身元特定のためのDNA 鑑定を実施し、本年3月末までに、1,200件の身元が判明した。
- また、遺留品や埋葬地記録等の手掛かり情報がある場合は限られていることから、平成29年度より、沖縄県で収容された戦没者遺骨について、広報を通じて戦没者の遺族と思われる方からの身元特定のためのDNA鑑定の申請を募り、手掛かり情報がない場合であっても、身元特定のためのDNA鑑定を試行的に実施している。
- 昨年4月からは、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された手掛かり情報がない戦 没者遺骨についても、公募により身元特定のためのDNA鑑定を実施し、昨年8月及び9月にキリバス共和国の 戦没者遺骨2柱について、12月に硫黄島の戦没者遺骨2柱について、それぞれ遺族との間で身元が特定された。 この結果を踏まえ、手掛かり情報がない遺骨について身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに、公募 により実施する(本年10月を目途に受付を開始する)方針を本年2月に公表した。
- 令和2年度は5回開催。令和3年度は第1回目の会議を6月22日に開催。

2.所属集団判定会議について

<遺骨判定の状況>

所属集団の推定については、検体ごとにSTR型を基本としたDNA分析結果を踏まえた判断を行い、当該検体が埋葬されていた場所の状況(埋葬地名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない等)の判断を加味して、「日本人の遺骨である」「日本人の遺骨である可能性が低い」「次世代シークエンサによるSNP分析でさらに所属集団の推定を行う」のいずれかの判定を実施。本年6月末までに、2,049件の判定を行った。

その結果の内訳は「日本人の遺骨である」が1,435件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が40件(1)、「判定不能」が574件(2)となっている。

- 1「日本人の遺骨である可能性が低い」40件については返還に向け相手国と協議中。
- 2「判定不能」574件については、今後、次世代シークエンサによるSNP分析を実施する予定。
- 令和2年度は4回開催。令和3年度は第1回目の会議を6月10日に開催。

所属集団判定会議の下で、DNAの分析結果を踏まえた判断の整理を行う所属集団判定会議DNA鑑定分科会を 月2回程度開催し、1回に5埋葬地程度、150検体程度の判定にむけた整理を行っている。

また、所属集団判定会議を3ヶ月に1回程度開催し、それまでにDNA鑑定分科会にて議論されたものの判定を行っている。

(既に収集してDNAデータ(STR分析)のある遺骨(約8600件)については、令和2年度から3年程度でデータベースを参照した判定を終えることを目指している。)

なお、新たに検体のみを持ち帰った遺骨について、DNA分析(STR分析)の結果が出次第、優先して判定を 行うこととしている。

3.令和2年度委託事業(次世代シークエンサ)について

次世代シークエンサによるSNP分析は、これまで戦没者の遺骨を用いて実施した例がなく、令和2年度の委託事業が初めてであり、判定の有効性を確認するためには、さらなる検証が必要である。令和3年度も委託事業を実施しており、その結果も踏まえて、戦没者遺骨鑑定センター運営会議において議論を行った上で結論を出していくことが重要である。

4 . 同位体比分析の活用に係る検討会について

<同位体比分析活用への取組状況等>

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体比分析を活用する具体的方法や、活用に当たっての課題等を議論・検討を行うべく、令和3年4月12日に大臣官房審議官(社会、援護、人道調査、福祉連携担当)の下で、「第1回戦没者遺骨収集における同位体比分析の活用に係る検討会を開催した。今後も開催予定。

- 今後議論いただく課題は次のとおり。
 - ・戦没者遺骨の鑑定プロセス(所属集団判定)への適用の検討
 - ・戦没者遺骨の同位体比分析の体制のあり方と担い手の育成
 - ・国内関係機関等(DPAAを含む)との連携体制

5.戦没者遺骨鑑定センターへの分析施設の設置について

収集した遺骨のSTR型を基本とした分析等を加速化するため、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関(大学)の他に、厚生労働省自らがDNA分析(STR分析)・DNA鑑定を行えるよう、現在分析施設の設置に向けた検討を進めている。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議について

身元特定DNA鑑定会議について

戦没者の遺骨を関係遺族にお返しするため、平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

現在、DNA鑑定の専門家で構成される本会議において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を行っている。

【会議概要】 議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

1 第1回会議(令和2年7月29日開催)

63件について鑑定を行った。血縁関係の鑑定を行ったものが52件。このうち、血縁関係が確認できたものが3件。血縁関係の確認ができなかったものが49件。11件については、より精度を高めた分析、DNA型の追加検査等が必要とされ、今後再確認することとなった。

- 2 第2回会議(令和2年9月29日開催)
 - 54件について鑑定を行った。血縁関係の鑑定を行ったものが52件。このうち、血縁関係が確認できたものが3件。血縁関係が確認できなかったものが49件。2件については、より精度を高めた分析、DNA型の追加検査等が必要とされ、今後再確認することとなった。
- 3 第3回会議(令和2年12月22日開催)

81件について鑑定を行った。血縁関係の鑑定を行ったものが74件。このうち、血縁関係が確認できたものが9件。血縁関係が確認できなかったものが65件。7件については、より精度を高めた分析、DNA型の追加検査等が必要とされ、今後再確認することとなった。

4 第4回会議(令和3年2月17日開催)

28件について鑑定を行った。血縁関係の鑑定を行ったものが22件。このうち、血縁関係が確認できたものが4件。血縁関係が確認できなかったものが18件。6件については、より精度を高めた分析、DNA型の追加検査等が必要とされ、今後再確認することとなった。

5 第5回会議(令和3年3月23日開催)

60件について鑑定を行った。血縁関係の鑑定を行ったものが11件。このうち、血縁関係が確認できたものが6件。血縁関係が確認できなかったものが5件。49件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定(試行的取組の結果)

遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、<u>試行的取組として、平成29年度より沖縄県、令和2年度からは硫黄島及びキリバス共</u>和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された戦没者遺骨について公募により実施している。

【キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁のご遺骨について】

- ・ キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて収容された米国DPAA()管理下のアジア系遺骨については、令和元年に米国DPAAより、DNA鑑定等のための検体の提供を受け、専門機関において、身元特定のためのDNA分析等を実施。 米国DPAA・・・米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(Defense POW/MIA accounting Agency)
- ・ ご遺族から提供された検体と米国DPAAから提供された検体の照合を行ったところ、令和2年8月及び9月に<u>2柱について日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。</u>
- ・ 当該2柱のご遺骨については、ハワイのDPAA研究所に保管されていたところ、新型コロナウイルス感染症による ハワイへの渡航制限が緩和されたことから、令和2年11月27日に日本へ持ち帰り、令和3年2月にご遺族にお渡しした。

【硫黄島のご遺骨について】

- ・ ご遺族から提供された検体と硫黄島で収容された戦没者遺骨の検体の照合を行ったところ、令和2年12月に<u>2柱に</u>ついて日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。
- ・ 令和3年2月に1柱、3月に1柱をご遺族にお渡しした。

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに実施することについて

【これまでの経緯と現状】

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、ご遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還している。

戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、平成29年度より、沖縄県で収容された遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨について、試行的にDNA鑑定を公募により実施してきた。

また、令和2年4月から、試行的取組の対象を拡大し、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者遺骨についても、DNA鑑定を公募により実施している(その他の地域における実施については、試行的取組の結果を踏まえ検討することとしていたところ。)。

〇 その結果、<u>令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱について、ご遺族との間で身元が特定され、また、</u>令和2年12月には、硫黄島の戦没者遺骨2柱について、ご遺族との間で身元が特定されたところ。

【令和3年2月5日に報道発表した今後の方針】

○ 上記の結果を踏まえ、<u>遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せ</u>ずに、公募により実施することとし、令和3年10月を目途に受付を開始する。

今後、鑑定体制の拡充等を進めた上で、申請方法の詳細については、令和3年8月から9月頃にお示しする予定。

【今後のスケジュール】

令和3年10月から受付を開始する。

10月の受付開始に向け、8月頃に厚生労働省から申請方法の詳細について報道発表を予定。本取組をご遺族に広くお知らせするため、8月にインターネット広告、9月に新聞広告の掲載を行うほか、日本遺族会の機関誌や地方自治体への広報誌への掲載依頼、ポスターやリーフレットの作成及び掲示・設置などの取組を行う予定。



Press Release

令和3年2月5日 【照会先】

社会・援護局事業課

课長 皆川 3

課長補佐 横田 正明

(代表番号) 03-5253-1111

(直通番号) 03-3595-2228

報道関係者各位

のための DNA 鑑定を地域を限定せずに実施することについて 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定

С ф 厚生労働省では、<u>遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元</u>特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに、公募により実施することとし、令和3年10月を目途に受付を開始することとしましたので、お知ら # #

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、ご遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還しています。

一方、戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、 平成29年度より、沖縄県で収容された遺留品等の手掛かり情報のない戦 没者遺骨について、DNA鑑定を公募により実施する試行的取組を行って

DNA鑑定を公募により実施しています。 また、令和2年4月から、試行的取組の対象を拡大し、硫黄島及Cキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者遺骨についても、 硫黄島及び

には、 計2柱について、 その結果、)結果、令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨 Eについて、ご遺族との間で身元が特定され、また、令和2年12月 硫黄島の戦没者遺骨2柱について、ご遺族との間で身元が特定さ

れらの結果を踏まえ、 本取組を実施する (1 3 7 しました

今後、鑑定体制の拡充等を進めた上で、申請: 令和3年8月から9月頃にお示しする予定です。 申請方法の詳細については、

(参考)令和3年2月5日 報道発表

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに 実施することについて

【これまでの経緯と現状】

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、 ご遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還している。

戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、平成29年度より、沖縄県で収容された遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨について、試行的にDNA鑑定を公募により実施してきた。

また、令和2年4月から、試行的取組の対象を拡大し、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者遺骨についても、DNA鑑定を公募により実施している(その他の地域における実施については、試行的取組の結果を踏まえ検討することとしていたところ。)。

○ その結果、<u>令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱について、ご遺族との間で身元が特定されたところ。また、</u><u>令和2年12月に、硫黄島の戦没者遺骨2柱について、ご遺族との間で身元</u>が特定されたところ。

【今後の対応方針】

○ 上記の結果を踏まえ、<u>遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を</u>限定せずに、公募により実施することとし、令和3年10月を目途に受付を開始する。

戦没者遺骨の所属集団判定会議について

所属集団判定会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていなかったことから、事業の見直しを行い、令和2年5月に見直し方針を公表し、日本人の遺骨であるかの判定を、専門家による「所属集団判定会議」で行うこととした。

【会議概要】 議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

1 第1回会議(令和2年7月31日開催)

所属集団判定会議について

当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。

日本人遺骨の判定について

国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(判定基準)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行った。今後さらに具体的な判定基準を議論していくことされた。判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。14検体のうち、2 検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。

2 第2回会議(令和2年10月2日開催)

日本人遺骨の判定について

STR型を基本とした分析(Y-STR、ミトコンドリアDNA)結果を基に国際的に利用されているWeb上のデータベース(YHRD、EMPOP)を利用して 導き出したY染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループと埋葬地・収容地の性格区分により日本人の遺骨の蓋然性を判定する基準について検 討した。

カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の判定について

令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体について判定を行った。2検体は日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体は日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された。

3 第3回会議(令和2年12月3日開催)

ロシア、沖縄、マーシャル諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、キリバス、ウェーク島、ミャンマー、東部ニューギニア、フィリピンの遺骨の検体について判定が行われた。その結果、130検体は日本人の遺骨であると判定され、44検体は判定不可とされ、今後次世代シークエンサによるSNP分析を行うこととされた。

4 第4回会議(令和3年3月10日開催)

硫黄島、樺太、東部ニューギニア等(オーストラリア・クイーンズランド博物館)、ロシアの遺骨の検体について判定が行われた。その結果、687 検体は日本人の遺骨であると判定され、38検体(ロシア)は日本人の遺骨である可能性が低いと判定され、86検体は判定不可とされ、今後次世代シークエンサによるSNP分析を行うこととされた。

5 第5回会議(令和3年6月10日開催)

ロシア、カザフスタン、パプアニューギニア、パラオ、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。その結果、606検体は日本人の遺骨であると判定され、444検体は判定不可とされ、今後次世代シークエンサによるSNP分析を行うこととされた。

令和2年度委託事業(次世代シークエンサ)について

令和2年度に厚生労働省の委託事業として「戦没者遺骨の次世代シークエンサによるSNP分析にかかる研究事業」を国立科学博物館と契約し、これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地の遺骨(検体)について、所属集団の鑑定を実施した。

今回、5か所の埋葬地(いずれもロシア連邦)の合計214検体について所属集団の鑑定を行ったところ、105検体が日本人、4検体が日本人の可能性が高い、82検体が日本人ではないと判定され、23検体が判定不能であった。いずれの埋葬地も日本人ではない検体が含まれている。

一方、本鑑定で解析した検体はすでにDNA型情報を用いた戦没者遺骨鑑定(STR分析)で鑑定済の検体であるが、次世代シークエンサによるSNP分析で結果が出ているものの、DNA型情報を用いた戦没者遺骨鑑定(STR分析)では判定できなかった検体、あるいはその逆の検体も散見され、中には双方で結果の異なる検体も見られた。

本年度は委託事業の初年度であり、事業期間が短い中で試行的に取組を行ったこと、且つ過去に抽出済のDNA溶液を主に分析対象としたことの影響も加わり、DNA型情報と次世代シークエンサの双方の方法による所属集団の判定の有効性を確認するためには、さらなる検証が必要である。

次世代シークエンサを用いたSNP分析の実施について (ロシアの9事例、フィリピンの10検体等の鑑定)

収容埋葬地	検体数	経緯	今回、鑑定結果の 報告があった埋葬地	鑑定結果
ロシア連邦タンボフ州 第2022特別軍病院モルシャンスク市/ コチェトフカ村墓地	43	令和元年9月19日公表(ロシアの9事例) これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が 収容された可能性が指摘された埋葬地		日本人 日本人である可能性が高い 1 日本人でない 3 判定不能 11
ロシア連邦ハバロフスク地方 第2収容所·第3支部マンガクト駅地区	94	令和元年9月19日公表(ロシアの9事例) これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が 収容された可能性が指摘された埋葬地		日本人 日本人である可能性が高い 3 日本人でない 43 判定不能 12
フィリピン共和国	10	令和元年11月15日公表(フィリピンの10検体) これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、日本人の遺骨ではないとの報告があったもの	(令和3年度実施予定)	
ロシア連邦タンボフ州 第2022特別軍病院コチェトフカ村	2	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された 可能性が新たに指摘されたもの		日本人 0 日本人である可能性が高い 0 日本人でない 2 判定不能 0
ロシア連邦イルクーツク州 第31収容所第3支部	42	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された 可能性が新たに指摘されたもの	42検体のうち37検体 (残り5検体は令和3年度実施予定)	日本人 30 日本人である可能性が高い 0 日本人でない 7 判定不能 0
ロシア連邦イルクーツク州 第30収容所リストピチヌイ村	8	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された 可能性が新たに指摘されたもの	(令和3年度実施予定)	
ツバル国 ヌイ環礁フェヌアタブ島 共同墓地	1	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された 可能性が新たに指摘されたもの	(令和3年度実施予定)	
ミャンマー連邦共和国 マンダレー管区ピンダレー地区カンアウト村	2	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された 可能性が新たに指摘されたもの	(令和3年度実施予定)	
ミャンマー連邦共和国 チン州トンザン地区トゥイトゥン	1	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された 可能性が新たに指摘されたもの	(令和3年度実施予定)	
ロシア連邦クラス/ヤルスク地方 第34収容所第9支部	38	令和元年 12 月 18 日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された 可能性が新たに指摘されたもの		日本人 11 日本人である可能性が高い 0 日本人でない 27 判定不能 0

戦没者遺骨収集における同位体比分析の活用に係る検討会について

同位体比分析の活用に係る検討会について

厚生労働省大臣官房審議官(社会、援護、人道調査、福祉連携担当)の下で、戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体比分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討するために、戦没者遺骨収集における同位体比分析の活用に係る検討会を開催している。

【会議概要】 厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

第1回検討会(令和3年4月12日開催)(Web会議)

<構成員>(五十音順)

石田 肇 教授(琉球大学 医学部長)

覚張 隆史 助教(金沢大学 国際文化資源学研究センター)

染田 英利 事業課鑑定調整室事業専門官((併)防衛医科大学校防衛医学研究センター付、(兼)琉球大学非常勤講師)

陀安 一郎 教授(総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター)

米田 穣 教授(東京大学 総合研究博物館放射性炭素年代測定室教授)

<議事要旨>

- 1.事務局からの説明
 - ・ 事務局から戦没者の遺骨収集事業の概要、遺骨収集事業及び事業実施体制の見直し、遺骨収集事業の流れ、 遺骨収集事業における同位体比分析活用への取組状況等についての説明を行った。
- 2.染田構成員からの報告
 - ・ 染田構成員より同位体比分析による所属集団別の分別や、日本人の遺骨である蓋然性の判定について、また、 今後の課題に係る説明を行った。
- 3. 意見交換
 - ・ 硫黄、ストロンチウムや酸素などを用いた同位体比分析の所属集団判定における現状での確実性、迅速性、試料 処理能力について確認した。
 - ・ 次世代シークエンサなどを用いた所属集団判定法と同位体比分析を用いた所属集団判定法の有効な協働のあり 方について意見交換が行われた。

DNA鑑定の実施状況 (令和3年3月末現在)

身元が判明し遺族に返還した遺骨 1,200 2 日本人の遺骨 829 ・所属集団判定会議における判定 829件 日本人 日本人である可能性が低い遺骨 500 ・所属集団判定会議における判定 40件 の遺骨であることの確認状況 ・専門技術チーム報告書において指摘されたもの 460件 3 DNA抽出済み 次世代シークエンサにて更なる分析を行う遺骨 371 11,406 ・所属集団判定会議において更なる分析が必要とされたもの 130件 検体数 ・専門技術チーム報告書において指摘されたもの 241件 4 12.380 1 今後、所属集団の判定を行う予定 8.506 DNA未抽出(今後実施予定) 974

- 1 平成11年度以降、身元特定のために持ち帰った検体の総数。
- 2 身元が判明し、今後、遺族へ引き渡す予定のものを含む。
- 3 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例
- 4 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2埋葬地、10検体の全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン1事例。「「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例。

地域別保管検体数

(令和3年3月末現在)

収集地域	検体数
旧ソ連	7,083
モンゴル	633
樺太	80
ノモンハン	112
硫黄島	618
沖縄	737
フィリピン	40
インドネシア	36
タイ	2
インド	4
ミャンマー	102

身元が特定され、ご遺族にお返ししたものを除く。 米国大使館等から受領し収集地域が不明のものは、 収集地域欄に「不明」と表記。

収集地域	検体数	
東部ニューギニア	280	
ビスマーク・ソロモン諸島	823	
マリアナ諸島	241	
パラオ諸島	101	
マーシャル諸島	73	
ギルバート諸島(タラワ)	171	
ウエーク島	6	
トラック諸島	20	
メレヨン島(ウォーレアイ)	6	
ツバル	1	
不明	11	

合 計 11,180

年度別身元特定のDNA鑑定の実績 (令和3年3月末現在)

年度	遺骨の鑑定数	遺族の鑑定数	(参考)鑑定機関数
平成28年度	318	481	11
平成29年度	202	191	11
平成30年度	330	397	11
令和元年度	768	502	12
令和2年度	1,275	553	12

- 1:鑑定数は依頼した年度に計上
- 2:再鑑定の件数を含む
- 3:令和2年度はDNA抽出中のものを含む

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定状況

令和3年3月末現在(単位:件)

年 度	判明	否 定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
計	1,200	2,428	3,628

判明数の内訳(旧ソ連地域:1,176、南方等:24)